専決処分の報告について

町長の専決事項の指定について第１項の規定により、事故賠償について別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第２項の規定により報告します。

令和８年９月18日提出

湯河原町長　内　藤　喜　文

専　決　処　分　書

地方自治法第180条第１項の規定に基づく議会の議決により指定された町長の専決事項について、町長の専決事項の指定について第１項の規定により、事故賠償について次のとおり専決処分する。

令和８年８月28日

湯河原町長　内　藤　喜　文

事故賠償について

湯河原町は、湯河原町土肥一丁目13番地の３において発生した公用車の物損事故について、相手方に与えた損害賠償の額を次のとおり決定し、示談する。

１　損害賠償の額　　金１６，５００円
（内　　容）　　コンクリート壁の修理費用の全部

２　損害賠償の相手方　　湯河原町内の個人

３　事故の概要　　令和８年７月17日午後１時35分頃、湯河原町土肥一丁目13番地の３において、消防署職員が運転する公用車が、停車作業を行う際、施設のコンクリート壁に接触し、これを破損させた。